

(仮称) ふじみ野市・三芳町環境センター整備・運営事業

落札者決定基準

ふじみ野市

平成24年4月27日

目 次

| | | |
|-----|-------------------------|----|
| 第 1 | 総則 | 1 |
| 第 2 | 落札者決定の手順 | 2 |
| 1 | 参加資格審査 | 2 |
| 2 | 入札書類審査 | 2 |
| (1) | 提案書類審査 | 2 |
| (2) | 入札価格の確認 | 2 |
| (3) | 最優秀提案の選定 | 2 |
| 3 | 落札者の決定 | 2 |
| 4 | 審査の流れ | 2 |
| 第 3 | 参加資格審査 | 4 |
| 第 4 | 基礎審査の方法 | 4 |
| 1 | 審査方法 | 4 |
| 第 5 | 加点審査の方法 | 5 |
| 1 | 審査方法 | 5 |
| 2 | 入札価格に関する事項以外の得点化方法 | 6 |
| 3 | 入札価格以外の審査項目、審査のポイント及び配点 | 7 |
| 4 | 入札価格に関する事項の得点化方法 | 11 |

第1 総則

(仮称) ふじみ野市・三芳町環境センター整備・運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者には、施設の整備及び運営に関する専門的な知識やノウハウが求められる。このため、事業者の選定に当たっては、価格及びその他の条件（性能、機能及び技術等）によって落札者を決定する総合評価一般競争入札方式を採用する。

この落札者決定基準書は、総合評価一般競争入札方式により落札者を決定するため、要求水準書等の内容について入札参加者から提出された提案書を可能な限り客観的に評価する基準として示すものである。

第2 落札者決定の手順

1 参加資格審査

ふじみ野市（以下「本市」という。）は、入札参加者から提出される参加表明書及び参加資格審査申請書類により、入札参加者が入札説明書に示す入札参加資格要件をすべて満たしていることを確認する。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

2 入札書類審査

(1) 提案書類審査

ア 提案内容の基礎審査

本市は、提案書類に記載された内容が、この落札者決定基準に示す基礎審査項目をすべて満たしていることを確認する。

イ 提案内容の加点審査

「広域ごみ処理施設整備・運営事業者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）は、この落札者決定基準に示す加点審査の方法に従い、提案書類の加点審査を行う。

(2) 入札価格の確認

本市は、入札書に記載された入札価格が、予定価格の範囲内であることを確認する。入札価格が予定価格を超えている入札書及び提案書類は失格とする。

(3) 最優秀提案の選定

審査委員会は、加点審査を行った結果、価格要素と非価格要素の総合評価値が最も高い提案を最優秀提案として選定する。総合評価値が最も高い提案が2以上ある場合、当該提案者にくじを引かせて最優秀提案を選定する。

3 落札者の決定

本市は、審査委員会における最優秀提案の選定結果をもとに、落札者を決定する。

4 審査の流れ

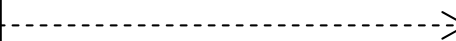
上記1～3に示した審査等の流れは、下図に示すとおりである。

入札説明書等（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集及び特定事業契約書（案））の提示



入札参加者による参加表明書及び参加資格審査申請書類の提出
参加資格審査：入札説明書に示す参加資格要件の確認

参加資格要件を満たしていない場合



失格



提案書の提出（入札）



提案内容の基礎審査
設計、建設及び運営において、満たすべき要求要件の確認

要求要件を満たさない場合



失格

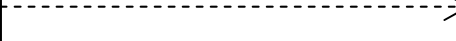


提案内容の加点審査（入札価格以外の審査）
提案書に記載された各提案内容をこの落札者決定基準に基づいて評価



開 札

予定価格を超えている場合



失格



価格要素と非価格要素の総合評価



最優秀提案の選定（審査委員会）



落札者の決定（本市）

第3 参加資格審査

本市は、入札参加表明書と同時に提出される入札参加資格確認申請書類から、入札説明書に記載した入札参加者が満たすべき参加資格要件について確認し、確認の結果を代表企業に対し通知する。資格不備の場合は失格とする。

第4 基礎審査の方法

1 審査方法

本市は、入札参加者から提出される提案書により、入札参加者が以下に示す基礎審査項目を満たしていることを確認する。基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。全ての基礎審査項目を満たしていることが確認された場合、当該提案書について加点審査を行う。

表1 基礎審査項目

| 審査対象 | 基礎審査項目 |
|-------------------|---|
| 共通事項 | <ul style="list-style-type: none">提案書全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。提案書全体について、様式集に従った構成（項目の構成、枚数制限等）となっていること。 |
| 事業全体の基本的内容に関する提案書 | <ul style="list-style-type: none">当該提案に関する各様式（別添「様式集」参照）に示す項目に対する提案の内容が要求水準書を満たしていること。 |
| 設計・建設業務に関する提案書 | <ul style="list-style-type: none">当該提案に関する各様式（別添「様式集」参照）に示す項目に対する提案の内容が要求水準書を満たしていること。 |
| 運營業務に関する提案書 | <ul style="list-style-type: none">当該提案に関する各様式（別添「様式集」参照）に示す項目に対する提案の内容が要求水準書を満たしていること。 |
| 事業計画に関する提案書 | <ul style="list-style-type: none">リスク分担に関し、実施方針、入札説明書等で示したリスクの分担方針との齟齬がないこと。運營業務に係る委託料の事業期間を通じた合計金額（税抜き額）が、10,675,004,000円以内であること。 |
| 設計仕様書 | <ul style="list-style-type: none">設計仕様書の内容が、要求水準書を満たしている又は同等あるいはそれ以上の性能を満たしていること。 |

第5 加点審査の方法

1 審査方法

加点審査においては、設計・建設、運営、事業計画及び入札価格の各審査項目について提案内容を得点化し、得点の合計値を総合評価値とする。

なお、加点審査における各審査項目の配点及び評価の視点については、本市が本事業に期待する事項の必要性又は重要性を勘案して設定した。

表2 加点審査の配点表（中項目別）

| 審査項目 | 配点 |
|----------------------------|-------------|
| 1. 事業全体の基本的内容に関する事項 | 3点 |
| (1) 本事業の基本的な考え方 | 1点 |
| (2) 本事業の実施体制 | 2点 |
| 2. 設計・建設業務に関する事項 | 25点 |
| (1) プラント設計 | 4点 |
| (2) 建築設計 | 4点 |
| (3) 景観・配置計画 | 4点 |
| (4) 環境啓発、来場者対応 | 3点 |
| (5) 環境負荷の低減 | 3点 |
| (6) 災害対策 | 3点 |
| (7) 高効率ごみ発電 | 2点 |
| (8) 施工計画 | 2点 |
| 3. 運營業務に関する事項 | 20点 |
| (1) 運転管理 | 4点 |
| (2) 維持管理 | 5点 |
| (3) 環境管理 | 3点 |
| (4) 余熱利用施設の管理・運営 | 4点 |
| (5) ふじみ野市との協働 | 4点 |
| 4. 事業計画に関する事項 | 12点 |
| (1) 長期収支の安定性 | 4点 |
| (2) リスク管理 | 4点 |
| (3) 地域や社会への貢献 | 4点 |
| 5. 入札価格に関する事項 | 40点 |
| 合計 | 100点 |

2 入札価格に関する事項以外の得点化方法

審査委員会は、提案書に記載された内容について、入札説明書及び要求水準書に示す要件を超える部分について、その中項目ごとに、以下に示す「入札価格以外の得点化方法」に示す5段階評価により得点を付与する。

表3 入札価格以外の得点化方法

| 評価 | 判断基準 | 得点化方法 |
|----|-------------------------|---------|
| A | 当該評価項目において特に優れている | 配点×1.00 |
| B | AとCの中間程度 | 配点×0.75 |
| C | 当該評価項目において優れている | 配点×0.50 |
| D | CとEの中間程度 | 配点×0.25 |
| E | 当該評価項目において優れているとは認められない | 配点×0.00 |

3 入札価格以外の審査項目、審査のポイント及び配点

表4 加点審査の配点表

| 審査項目（小項目別） | 配点 |
|--|------------|
| 1 事業全体の基本的内容に関する事項 | 3点 |
| (1) 本事業の基本的な考え方 本事業の基本方針について、優れた提案がなされているか。 | 1点 |
| (2) 本事業の実施体制 本事業の実施体制について、優れた提案がなされているか。 | 2点 |
| 2 設計・建設業務に関する事項 | 25点 |
| (1) プラント設計 | 4点 |
| ア 高質ごみと低質ごみの燃焼状態の違いに対し、熱回収施設の安定稼働を維持するための工夫について、優れた提案がなされているか。 | |
| イ 工場棟（熱回収施設、リサイクルセンター）内の機器配置及び運転員の点検ルート・スペースについて優れた提案がなされているか。 | |
| ウ 搬入車（者）、来場者、作業員の安全対策について、優れた提案がなされているか。 | |
| エ 火災、爆発に対する未然防止策及び発生時の対策について、優れた提案がなされているか。 | |
| オ 焼却残渣（主灰、飛灰）の重量の低減対策について、優れた提案がなされているか。 | |
| (2) 建築設計 | 4点 |
| ア 施設の長寿命化、耐久性に優れた材質の選定について、優れた提案がなされているか。 | |
| イ 管理・啓発施設の諸室構成・配置及びその考え方について、優れた提案がなされているか。 | |
| ウ 「ふれあい・交流・健康増進」を目的とした、余熱利用施設の諸室構成・配置及びその考え方について、優れた提案がなされているか。 | |
| エ 余熱利用施設の利用者に配慮した、建築計画について優れた提案がなされているか。 | |
| (3) 景観・配置計画 | 4点 |
| ア 周辺地域への威圧感の低減及び景観に配慮した、熱回収施設、リサイクルセンター、管理・啓発施設、余熱利用施設のデザイン（色彩、材質等）について、優れた提案がなされているか。 | |
| イ 煙突による威圧感及び圧迫感の低減に向けて工夫した点について、優れた提案がなされているか。 | |
| ウ 各施設の配置・動線（車両、来場者）計画及び渋滞緩和に向けた計量システムについて、優れた提案がなされているか。 | |
| エ 建設用地内に整備する、イベントスペースの配置、想定用途及び設置設備について、優れた提案がなされているか。 | |
| オ 建設用地内に整備する、外構類の配置及び設置設備について、優れた提案がなされているか。 | |
| (4) 環境啓発、来場者対応 | 3点 |
| ア 管理・啓発施設及び熱回収施設並びにリサイクルセンターにおける見学者ルートについて、優れた提案がなされているか。 | |
| イ 管理・啓発施設における、見学者説明設備について、優れた提案がなされているか。 | |

| 審査項目（小項目別） | 配点 |
|---|------------|
| ウ 建設用地内における、新エネルギー（太陽光・風力等）の活用・啓発について、優れた提案がなされているか。 | |
| (5) 環境負荷の低減 | |
| ア 熱回収施設及びリサイクルセンターから周辺地域への悪臭対策について、優れた提案がなされているか。 | 3点 |
| イ 要求水準書に示す基準ごみ質時及び年間処理対象量の廃棄物処理並びに施設を運営する場合の買電量、発電量及び燃料使用量について、優れた提案がなされているか。 | |
| ウ 熱回収施設、リサイクルセンター、管理・啓発施設、余熱利用施設における節電等の省エネ対策について、優れた提案がなされているか。 | |
| (6) 災害対策 | |
| ア 大規模震災時における避難拠点としての施設利用について、優れた提案がなされているか。 | 3点 |
| イ 施設の全停電及びその他ライフライン遮断時における、安全対策及び早期復旧について、優れた提案がなされているか。 | |
| ウ 大規模洪水を想定した、施設の安全対策について、優れた提案がなされているか。 | |
| (7) 高効率ごみ発電 | |
| ア 高効率ごみ発電に関する基本方針と設計値について、優れた提案がなされているか。 | 2点 |
| イ 管理・啓発施設及び余熱利用施設への電力の安定供給に向けた工夫について、優れた提案がなされているか。 | |
| ウ 本事業の参加要件を満たす、高効率ごみ発電施設（ストーカ炉）について、多数の設計・建設実績を有しているか。 | |
| (8) 施工計画 | |
| ア 付替道路及び余熱利用施設の施工中における、太陽の家や周辺地域への排ガス・騒音・振動・悪臭、汚水等に関する対策について、優れた提案がなされているか。 | 2点 |
| イ 余熱利用施設竣工後、余熱利用施設及び周辺地域への排ガス・騒音・振動・悪臭、汚水等に関する対策について、優れた提案がなされているか。 | |
| ウ 周辺地域への、工事進捗の可視化について、優れた提案がなされているか。 | |
| エ 工事工程の確実な履行のために留意すべき点とその対策及び余熱利用施設の早期開業に向けた工夫について、優れた提案がなされているか。 | |
| 3 運營業務に関する事項 | 20点 |
| (1) 運転管理 | |
| ア 熱回収施設及びリサイクルセンターの安定稼働を確保するための、(1)運転計画の立案、(2)人員配置、(3)教育訓練、(4)履行状況の評価・対策・改善対応等について、優れた提案がなされているか。 | 4点 |
| イ 運営段階における、安定稼働に向けた、ごみ量・ごみ質の変動に対する工夫について、優れた提案がなされているか。 | |
| ウ 計量棟における、計量作業の円滑化に向けた工夫及び渋滞車両に対する案内・指示について、優れた提案がなされているか。 | |
| エ 熱回収施設及びリサイクルセンター内における、事故対応の考え方について、優れた提案がなされているか。 | |
| オ 熱回収施設及びリサイクルセンターのプラットフォーム、計量施設における、処理不適物・搬入禁止物の確認方法について、優れた提案がなされているか。 | |
| カ 焼却残渣及び資源化物の品質確保に向けた工夫について、優れた提案がなされているか。 | |

| 審査項目（小項目別） | 配点 |
|--|------------|
| (2) 維持管理 | 5点 |
| ア 熱回収施設及びリサイクルセンターの長寿命化を前提とした、日常・定期維持管理及び補修、機能診断、評価・対策・改善対応等について、優れた提案がなされているか。 | |
| イ 本事業期間終了後、ふじみ野市が熱回収施設及びリサイクルセンターの基幹改良を含む維持管理を経済的に行い、30年以上の利用を可能とするための引渡し状態について、優れた提案がなされているか。 | |
| ウ 事業終了時、熱回収施設及びリサイクルセンターの引渡状態を確認する方法について、優れた提案がなされているか。 | |
| エ 管理・啓発施設、余熱利用施設の、日常・定期維持管理及び補修内容並びに頻度について、記述してください。 | |
| (3) 環境管理 | 3点 |
| ア 排ガス、騒音、振動、悪臭等の環境保全計画（調査項目、方法、頻度）及び設定した環境保全計画を遵守するための方策について、優れた提案がなされているか。 | |
| イ 来場者や周辺地域に対し、排ガス、騒音、振動、悪臭、汚水等の環境保全状況を、周知する方法について、優れた提案がなされているか。 | |
| ウ 作業環境保全基準及び基準を遵守するための対策並びに作業環境管理計画（調査項目、方法、頻度）について、優れた提案がなされているか。 | |
| (4) 余熱利用施設の管理・運営 | 4点 |
| ア 余熱利用施設の運営に関する基本的な考え方について、優れた提案がなされているか。 | |
| イ 「ふれあい・交流・健康増進」を目的とした、各種イベントの実施について、優れた提案がなされているか。 | |
| ウ 集客力向上（高齢者及び高齢者以外）に向けた、広報活動及び来場者サービス（無料開放の実施、会議室の貸し出しなど）について、優れた提案がなされているか。 | |
| エ 送迎バスの運行計画、運行頻度及び送迎可能人員について、優れた提案がなされているか。 | |
| オ 施設内の安全性確保、衛生管理及び高齢者への配慮について、優れた提案がなされているか。 | |
| (5) ふじみ野市との協働 | 4点 |
| ア 運営期間中における、各業務の実施状況に関する、ふじみ野市への報告方法及び連絡・調整体制について、優れた提案がなされているか。 | |
| イ イベントスペースにおける、ふじみ野市と協働によるイベントの開催について、優れた提案がなされているか。 | |
| ウ 緊急時における、ふじみ野市と協働による来場者及び作業員の安全確保について、優れた提案がなされているか。 | |
| 4. 事業計画に関する事項 | 12点 |
| (1) 長期収支の安定性 | 4点 |
| ア SPCの長期収支の安定化方策として、優れた提案がなされているか。 | |
| イ 不測の事態への対応策として、優れた提案がなされているか。 | |
| (2) リスク管理 | 4点 |
| ア リスク管理の基本的な考え方について、優れた提案がなされているか。 | |
| イ 本事業に伴うリスクを認識し、その対応について、優れた提案がなされているか。 | |
| (3) 地域や社会への貢献 | 4点 |

| 審査項目（小項目別） | 配点 |
|---|------------|
| ア 地元企業（ふじみ野市及び三芳町を本店所在地とする企業）の活用方針について、優れた提案がなされているか。 | |
| イ 地元人材（ふじみ野市及び三芳町の在住者）の活用方針について、優れた提案がなされているか。 | |
| 5. 入札価格に関する事項 | 40点 |
| 入札価格 | 40点 |
| 合 計 | 100点 |

4 入札価格に関する事項の得点化方法

入札価格については、次の方法により得点を付与する。

(算定式)

$$\text{入札価格得点} = \frac{\text{最低入札価格}}{\text{入札価格}} \times 40 \text{点}$$

- ①入札参加者の中で、最小の入札価格となった提案に対し、価格に関する配点の満点を付与する。
- ②他の入札参加者の提案については、最低入札価格との比率により算出する。得点は小数点第三位以下を四捨五入した値とする。

審査項目と提案様式の対応

本基準に示す審査項目の対象とする提案様式は以下のとおりである。原則として、各項目に対応する様式のみを審査対象とする。

表4 加点審査の配点表（小項目別）

| 審査項目 | | 対応する様式番号 | |
|---------------|---|--|-----------------------------|
| 提案内容の基礎審査 | 共通事項 | 提案書全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。 | 様式第13号 ～様式第16-4号 設計図書 |
| | | 提案書全体について、様式集に従った構成（項目の構成、枚数制限等）となっていること。 | 様式第13号 ～様式第16-4号 |
| | 事業全体の基本的内容に関する提案書 | 当該提案に関する各様式に示す項目に対する提案の内容が要求水準書を満たしていること。 | 様式第13号 ～様式第13-2号 |
| | 設計・建設業務に関する提案書 | 当該提案に関する各様式に示す項目に対する提案の内容が要求水準書を満たしていること。 | 様式第14号 ～様式第14-8号 設計図書 |
| | 運營業務に関する提案書 | 当該提案に関連する各様式に示す項目に対する提案の内容が要求水準書を満たしていること。 | 様式第15号 ～様式第15-6号 設計図書 |
| | 事業計画に関する提案書 | リスク分担に関し、実施方針、入札説明書等で示したリスクの分担方針との齟齬がないこと。 | 様式第16号 ～様式第16-3号 |
| | | 運營業務に係る委託料の事業期間を通じた合計金額（税抜き額）が、10,675,004,000円以内であること。 | 様式第16-4号 |
| 設計仕様書 | 設計仕様書の内容が、要求水準書を満たしている又は同等あるいはそれ以上の性能を満たしていること。 | 参加資格を確認した者に、別途配布する様式 | |
| 提案内容の加点審査 | 1 事業全体の基本的内容に関する事項 | (1) 本事業の基本的な考え方 | 様式第13-1号 |
| | | (2) 本事業の実施体制 | 様式第13-2号 |
| | 2 設計・建設業務に関する事項 | (1) プラント設計 | 様式第14-1号 |
| | | (2) 建築設計 | 様式第14-2号 |
| | | (3) 景観・配置計画 | 様式第14-3号 |
| | | (4) 環境啓発、来場者対応 | 様式第14-4号 |
| | | (5) 環境負荷の低減 | 様式第14-5号 |
| | | (6) 災害対策 | 様式第14-6号 |
| | | (7) 高効率ごみ発電 | 様式第14-7号 |
| | | (8) 施工計画 | 様式第14-8号 |
| | 3 運營業務に関する事項 | (1) 運転管理 | 様式第15-1号 |
| | | (2) 維持管理 | 様式第15-2号 |
| | | (3) 環境管理 | 様式第15-3号 |
| | | (4) 余熱利用施設の管理・運営 | 様式第15-4号 |
| | | (5) ふじみ野市との協働 | 様式第15-5号 |
| | 4 事業計画に関する事項 | (1) 長期収支の安定性 | 様式第16-1号 |
| | | (2) リスク管理 | 様式第16-2号 |
| (3) 地域や社会への貢献 | | 様式第16-3号 | |
| 5 入札価格に関する事項 | 入札価格 | 様式第8号 | |